定 期 積 金 （スーパー積金）

１．商品名	・定期積金（スーパー積金）
２．販売対象	・法人および個人の方
３．契約期間	・１年以上５年以内
４．掛込 （１）掛込方法 （２）掛込金額 （３）掛込単位	・毎月１回の掛込が基本で、期間に応じた掛金の掛込ができます。 ・１，０００円以上 ・１，０００円単位
５．払出方法	・満期日以後に、給付契約金を一括支払いします。
６．利息（給付補填金） （１）適用金利	・固定金利 ・契約時に証書（通帳）に表示する約定年利回りを満期日まで適用します。 ・満期日以後の利息は、払出日における「普通預金利率」によって計算します。
（２）給付補填金の支払方法	・利息（給付補填金）は、満期日以降に一括して支払いします。
（３）付利単位・計算方法	・給付補填金は、付利単位を１００円として契約期間における掛込残高積数に年利回りを乗じて算出します。
７．税金	・個人の方：分離課税（国税１５％、地方税５％）マル優のお取扱いはできません。 ・法人の方：総合課税但し、分離課税は２０１３年から以下の通り変更となります。 ２０１３年１月１日～２０３７年１２月３１日まで国税１５．３１５％、地方税５％
８．キャッシュカードの利用と手数料	―
９．付加できる特約事項	・普通預金等からの自動振替による払込が可能です。
10．中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、初回払込日から解約日の前日までの期間について、解約日の普通預金利率により計算した利息を、この積金の掛金残高相当額とともにお支払いします。
11．金利情報の入手方法	・店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください

12. 苦情処理措置紛争解決措置	＜苦情処理措置＞本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはリスク管理部法務管理課 （９時～１７時、電話：03-3617-0548）にお申し出ください。 ＜紛争解決措置＞ 東京弁護士会 （電話：03-3581-0031） 第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588） 第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記リスク管理部法務管理課または全国しんきん相談所 （９時～１７時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。
13. その他参考になる事項	・払込が遅延した場合は、満期日を遅延期間に相当する期間繰り延べるか約定年利回り （日割計算）の割合による遅延利息を徴求します。 ・預金保険制度の付保対象預金です。 預金保険により元本１，０００万円までと、その利息が保護されます。 ・当金庫に複数の口座がある場合は、それらの預金元本を合計して１，０００万円までと、その利息が保護されます。